

学校図書館におけるレファレンスサービス小考

—奉仕・支援・指導概念の関係性に着目して—

坂 下 直 子

はじめに

高度情報化社会という言葉を目にするようになって久しい。日本でも近年、社会教育の場である公共図書館における情報リテラシー教育の重要性に言及し、その必要性が主張されはじめているが¹⁾、学校教育の場である学校図書館においては、高等教育機関である大学の図書館においてと同様に情報リテラシー教育の必要性が早くから主張されてきた。初等中等教育界においては、すでに1996年に中央教育審議会から以下の答申がなされている²⁾。

初等中等教育においては、高度情報通信社会を生きる子供たちに、情報に埋没することなく、情報や情報機器を主体的に選択し、活用するとともに、情報を積極的に発信することができるようになるための基礎的な資質や能力、すなわち、「高度情報通信社会における情報リテラシー（情報活用能力）」の基礎的な資質や能力を育成していく必要があること。

学校図書館が情報リテラシー教育の推進に貢献する際に、密接な関係を有している機能とえば、レファレンスサービスが考えられる。高橋恵美子は、学校図書館でのレファレンスサービスについて、1970年代半ばまでは定着しておらず、「学校司書がレファレンス・サービスをおこなうことを否定する動きが各地にあったことがうかがえ」³⁾と分析

している。

学校図書館法に2014年からようやく明文化された学校司書は、同法上で早くから必置義務とされている司書教諭とは異なり、教員ではなく職員であることから、レファレンスサービスの担い手としての限界があるという意味での、去りし日の教育界ならではの見解かとも思われるが、一方で学校司書は学校の中にある図書館の司書であり、司書がレファレンスサービスを行うことは、その当時から常識であったはずである。そして、現在では学校司書がレファレンスサービスを行うことについて異論を唱える意見は少数派となっていると思われる。

高橋が言う学校図書館におけるレファレンスサービスの担い手に関する関係者の意識は、どのように変化していったのであろうか。また、変化の要因は何であったのだろうか。これらを検討した論考は管見の限り見当たらない。長倉美恵子が、「『レファレンス・ワークは図書館員のみが行う業務である』などという『専門性』——時には専門性イコール専任制であると短絡的に考えられることもある——の問題は回避した方がよい」⁴⁾としているものの、筆者は、そこには学校図書館における奉仕と支援と指導という3つの概念の解釈の問題が関係しているのではないかと推察している。本稿では、その過程を、全国学校図書館協議会（以下、全国SLA）の機関誌『学校図書館』に掲載された文献や、文部省

が発刊した各種ガイドライン、学校図書館担当職等の役割分担に関する文書の分析によって検討し、そこから浮き彫りになるであろう学校図書館におけるレファレンスサービスの内実を考究する。そして司書教諭と学校司書という2職種制についても言及する。

なお、本稿中の“レファレンスサービス”の表記については、引用部分はそのままだに、その他の文中では“レファレンス”と“サービス”の間に中黒点は付さない。

1. 意識の変遷

1. 1 戦後新教育の影響

学校図書館でのレファレンスサービスについて、特筆した早期のものとしては、1953年に見られる半田高等学校教員の久保朝雄の記述がある。久保は、「生徒に対するサービスはレファレンス・サービス」⁵⁾、「教師に対しては、カリキュラム・デベロップメント・サービス」⁶⁾という表現で、当時の情報サービスを区別している。久保はまた、以下のように記している⁷⁾。

単元レファレンスの選定に当っては、レファレンス・サービス・カードを作製し、之を各教科の教師に配布し、(これは、当初は毎週、その後二週毎に)教授される単元の必要なる図書資料の記入を依頼し、これによって単元レファレンスを毎年着々充実している。……スタディルームに直接図書館からこのレファレンスを教師がその時間だけ借用して生徒に提供し [中略] サービス・エゼンシーである学校図書館がこのレファレンス・サービスを円滑に、より有効に利用運営することが現下新教育の急務である。

「新教育」という用語からわかるように、戦後のアメリカ主導の新教育実践に不可欠であった学校図書館の情報サービスについて、自らの実践を紹介したものであり、当時の様子がよくわかる。

同号には、当時の学校図書館界において、読書指導の理念を牽引していた人物のひとりである阪本一郎が、「学校図書館奉仕」と題して、「もともと教育とは一つのサービスなのであるから、学校図書館奉仕とはすなわち教育のことをいうはずである」⁸⁾と述べている。つまり、学校の中にある図書館で行われる奉仕は、教育活動であり、そこからすると奉仕の1つであるレファレンスサービスは教育活動であるとのロジックが成り立つ。彼の思想が果たして当時の教育界の総意であったかは別として興味深い。レファレンスサービスについては直接的に触れてはいないものの、そこに教育性を認めていると思われるからである。

1. 2 主に司書教諭を担当者とみなした時代

教員である久保の論考のあと、全国SLAの『学校図書館』誌上には、主に教員と司書教諭によるレファレンスサービスに関する論考が続く。

戦後、アメリカから来日した関係者の指導のもとで『学校図書館の手引』を作成するために、文部省で中心的な役割を担い、1946年から1961年まで担当官として学校図書館行政に携わった深川恒喜のあとを受け、担当者となった井沢純は、司書教諭として豊橋東高校にいた頃に、「本校におけるレファレンスサービスの実際」と題して、『学校図書館』1960年9月号で、自身の実践を披露している。彼の文章からは、レファレンスサービスを主

として行うのは司書教諭であるという認識が読み取れる。井沢は、そののち高校現場を去り、文部省の学校図書館担当官（初等中等教育局初等教育課専門職員）として、1963年に『学校図書館の管理と運用』を、1964年に『高等学校における学校図書館運営の手びき』を編纂した。レファレンスサービスの主たる担い手は司書教諭である旨が、それらの書には記載されている。詳細を後章で述べる。

前出の『学校図書館』1960年9月号では、レファレンスサービスの初発的な特集が生まれ、のちに1976年の特集号で長倉によって高く評価された裏田武夫の理論概説の他に、学校司書の増田幸枝や、公共図書館児童室の司書である丸田ノブからの分析も掲載されている。

裏田は、学校図書館におけるレファレンスサービスを公共図書館におけるそれとは明確に区別している。学校図書館におけるレファレンスサービスの意義について、基本的文献操作に関係するとした教科学習推進のための指導を第一義とし、次に発展的文献操作に関係するとした特別教育活動（当時の自由研究を含む）推進のための指導を第二義と論じている。そして第三義として、応用的文献操作に関係するとした児童の家庭・社会生活における援助をあげている。続けて、「このようにして、学校教育におけるレファレンス・サービスは、基本——発展——応用の三局面をそなえていると考えられるが、これらの三局面をつうじて指導されるものは、それ自体ひとつの総合学力をなすもの」⁹⁾であると主張した。また、学校教育におけるレファレンスサービスを、「算数、国語、社会などの各学力と相ならび、かつ、これらの基礎として相互にアマルガメートしていく、いわば『第

三の学力』とでも称すべきもの」¹⁰⁾とみなした。裏田は広義のレファレンスサービスを読書指導に含め、一方、レファレンスサービスと利用指導・読書相談との同一視に疑問を呈している。そして、レファレンスサービスの事例を紹介した部分では、担当者が司書教諭であることを疑うような気配はうかがえない。これらの論考は、レファレンスサービスが理論上では主に司書教諭の仕事であることを、全国の関係者に印象づけたと考えられる。

一方、同号上で学校司書の増田幸枝は、自らのレファレンスサービス実践の紹介とともに、「専任の司書教諭が中心になり、各教科の先生と緊密に連絡しあって、レファレンスを展開していけば、一番理想的であるといえよう。しかしその司書教諭が完全に配置されていない現在では、常時カウンターに出ている学校司書が、忙しい整理事務のかたわら、時に応じてこのむずかしくも責任ある仕事を処理しているというのが実情である」¹¹⁾と綴っている。ここにレファレンスサービスの担い手の問題の発露が認められる。また増田は読書相談をレファレンスサービスとみなしており、先述の裏田の主張と相反する。ここから、学校図書館におけるレファレンスサービスの解釈の多様性と混迷、担当者の問題がすでに出現していたことがわかる。

1. 3 学校司書をも担当者とみなした時代

一方、前出の『高等学校における学校図書館運営の手びき』が刊行された同年の1964年に、『学校図書館』誌上には、山形県高等学校図書館協議会飽海支部司書部会によるアンケート結果が掲載された。ここには、情報を求めて学校図書館を訪れる利用者の窓口となっているのは、前節の増田同様学校司書で

ある現実が綴られている¹²⁾。

図書館系の教諭がいても、それは専任ではなく、学級を担任し校務分掌をもち、もちろん授業時間ももち、更にクラブ活動の指導にもあたらねばならない。これでは、図書館活動に十分な時間をさくことは不可能である。つまり、学校司書がレファレンス・サービスの最前線に立たねばならないということは、疑うことの出来ない事実となっているのである。学校司書の任務は重大である。ここに、単に受動的な立場で事務処理をする事務職員としてではなく、レファレンス・ライブラリアンとしての自覚と研修活動の必要なゆえんがあると思うのである。

以上の記述からは、学校司書がレファレンスサービスを担当することになった経緯が読み取れる。つまり、学校の中にあっても図書館という場において、司書（事務職員）としての責務であるレファレンスサービスを積極的に行っていたわけではなく、司書教諭の仕事としてみなされていたレファレンスサービスを、現実の現象として眼前にあらわれたやむを得ない事情から、引き受けねばならなかったということである。

一方、『学校図書館』誌上には、先述の文部省刊行のガイドラインにあるような、司書教諭によるレファレンスサービスについての論考が継続して掲載された。東京都立上野高校司書教諭の管井光男は、「レファレンス・ワークは司書教諭だけのものではなく、教師全体の責任において行われなければならない¹³⁾」とし、教育色濃い「司書教諭のレファレンスの指導¹⁴⁾」について述べている。そこ

には、学校司書への言及は無い。

東京都立墨田川高校司書教諭の柿沼隆志は、「レファレンスは専任司書教諭が本来処理すべき¹⁵⁾」として、教員として倫社・文学・哲学・英語・古典・クラブ活動など教育課程との関係性を組み入れた回答分析の報告がなされている。引き続き柿沼は、計6号に渡って国語科・英語科・数学科・理科・社会科・進路・修学旅行・読書相談という教科別、領域別のレファレンスサービス分析枠組みと事例を紹介した。「図書館員は文科系出身が殆ど」、「自然科学出身の司書が増えるとよい¹⁶⁾」とも主張した。そして「利用者に応えうる図書館サービスを実現するためには、専任の司書教諭3～4名の配置を学校図書館は要求すべきである。これは過大でも法外でもなく、実践を通しての結論である¹⁷⁾」と結んだ。

以上のことから、1960年代には既に学校司書のレファレンスサービスが既成事実として立ち現れ、一方では戦後から続く指導としてのレファレンスサービスを遂行する教員としての司書教諭が、あるべき姿として教育界の理論上の通説となっていたと思われる。

1. 4 学校司書が担当者として認知された時代

既成事実が理論上の通説を凌駕し、レファレンスサービスの担い手として学校司書を認知せざるを得ない状態となっていた頃から、『学校図書館』誌上には、学校司書の論考が目立つようになっている¹⁸⁾。

1974年には、全国SLA第19回全国学校図書館研究大会の「第236分科会レファレンス・ワークの方法」で、レファレンスサービス討議が企画された。分科会に参加した常葉女子短大助教授の遠藤英三は、提示された3

つの問題点を「参考業務夜明け前」という論考で、以下のように報告している。

- ・レファレンス・ワークは格差がひどく、先進校でさえも最近試みはじめたばかり
- ・参考業務どころか、図書館自体をあまり必要としない教育の横行
- ・司書はどこまでやってよいか

特に3点目について、「せっかく司書が利用者に指導・援助をしようとする、教育本来の姿や図書館の使命・機能に無理解な教科の教師から、『事務職員のくせに教育活動に介入する』と文句をいわれるという前近代的な状況が各地にみられる」¹⁹⁾との報告がなされたとしている。

川口女子高校司書教諭の森和代は、上記に加えて4点目の問題点として、「学校図書館における『教育』の考え方あるいは現状認識の仕方と、参考業務の存立と機能について」²⁰⁾をあげている。レファレンスサービスは、図書館が当然行うべきサービスであるとして、公共図書館には、レファレンスサービスはあっても利用指導は無いとした。利用指導を行うことが学校図書館の特色であり、教育的意図を持って行う働きかけであると述べ、そこからレファレンス要求を出しやすい、または要求そのものを産み出すように貢献する必要があると論じた。埼玉では主に参考業務を担当する人の73%は司書であるとして、「担当者は、教育的配慮をもって回答しなければならないことから教師であることという意見が強い。しかし、現状では、生徒が相談に来て第一に接するのは図書館常駐の司書である。彼らにしてみれば、図書館のことは図書館の人に聞くしかない」²¹⁾と、司書教諭の立場か

ら、学校司書のレファレンスサービスの正当性について訴えた。

一方で翌年には、富田学園図書館長の後藤満彦が、学校図書館のレファレンスは公共図書館のレファレンスとは異なり、情報そのものの提供よりも情報へ到達する方法を指導することだとした。そして、レファレンスは教育の一場面であるから教師があたるべきとの見解を示している²²⁾。一方、高校教諭の北村留男がレファレンスサービスを広く読書相談ととらえて司書や教諭が担当すべきと述べ²³⁾、高校司書の河南好美が、係教諭と司書だけがレファレンスサービスをがんばっても限界があると主張している²⁴⁾。このように学校図書館におけるレファレンスサービス担当者に関する意識は、この時点でも一部統一されていなかったことがわかる。

1984年の全国SLA第24回全国学校図書館研究大会の分科会開催を受けて、高校教諭の村松正志は、「学校図書館においては、教師ひとりひとりが、スクールライブラリアンになる必要があるし、そして、このレファレンス活動にこそ、ライブラリアンの生きがいがあるように思える」²⁵⁾と持論を述べた。

2. 文部省及び文部科学省刊行の関係文書

1948年に刊行された、戦後初のガイドラインである師範学校教科書の『学校図書館の手引』には、「(六) 学校図書館の蔵書は、生徒の持つ問題に対していろいろの考え方や答を提供する。……生徒たちにとってたいせつなことは、問題を理解するのに役立つ材料を学校図書館で見だし、これを最も有効に使い、自分で解決を考え出して行くことである」²⁶⁾とある。学校図書館の人的な構成として、「司書・事務員の二つの職制が必要」とし、

「司書は教師の中から選ばれ」とされている。未だ学校図書館法が定められていない時代であり、もちろん司書教諭という名称が存在しない時点でのことで、情報検索などの指導や支援を誰が行うのかは判然としていない。同書に続いて、文部省及び文部科学省は、以下のような関係書を編んでいる。

『学校図書館運営の手びき』明治図書、1959.

『学校図書館における図書以外の資料の整理と利用』大日本図書、1960.

『小・中学校における学校図書館利用の手びき』東洋館出版、1961.

『学校図書館の管理と運用』東洋館出版、1963.

『高等学校における学校図書館運営の手びき』大日本図書、1964.

『小学校における学校図書館運営の事例と研究』東洋館出版、1966.

『小学校における学校図書館の利用指導』大日本図書、1970.

『中学校における学校図書館運営の手びき』大阪書籍、1972.

その中で、1963年の『学校図書館の管理と運用』には、司書教諭の職務のひとつとして、「(イ) 児童・生徒や教師の資料利用について適切な指導・助言を行う」と規定し、具体的職務内容として、「A 指導的・奉仕的職務」を以下のとおり定めている²⁷⁾。

(ア) 学校図書館および学校図書館資料の利用指導

(イ) 児童・生徒および教師に対するレファレンス・サービス (ママ)

(ウ) 児童・生徒の興味と能力に応じた読書指導

(エ) 教師の教材準備に対する協力

(オ) 学校図書館内における利用態度の指導

(カ) 児童会図書部員・生徒図書委員の指導

(キ) 読書会・鑑賞会・展示会などの集会、その他学校図書館行事の指導

[下線部は筆者による]

同書には、司書教諭に続いて学校図書館事務職員という職種があがっており、司書教諭が指導面の活動に傾注できるよう事務的・技術的な仕事を担当する人材が必要ということから置かれたことがわかる。具体的職務内容には、技術的職務と並んで奉仕的職務があり、その中に「学校図書館資料の利用案内」がある。これをレファレンスサービスとみなすことができるのか、疑問である。先述したように裏田はレファレンスサービスを読書指導の一部とみなしているが、利用指導はレファレンスサービスとはみなしていないことから、利用案内に関しても位置づけが判然としない。少なくとも、レファレンスサービスに関しては、司書教諭の職務とみなされていたことがうかがえる。

続いて翌年の1964年刊行の『高等学校における学校図書館運営の手びき』には、レファレンスサービスについて9ページを割いて解説がある。興味深いことに、学校図書館におけるレファレンスサービスを、以下の3つに分けて考えることができると概説している。

① 教科の学習を中心とする「基本的資料操作」

- ② 特別教育活動・ホームルームやクラブ活動につながる「発展的資料操作」
- ③ 個々の家庭生活や社会生活と結びつく「応用的資料操作」

上記の3区分を提示したのち、学校図書館におけるレファレンスサービスは、基本から発展、そして応用という三局面を通じてひとつの総合的能力を育成することがねらいであると続けている。これらの主張は、先述の『学校図書館』1960年9月号に掲載された裏田の論考を参考にしたものと考えられる。当時、裏田の理論が影響力を持っていたことの証左であろう。ちなみに裏田は、『高等学校における学校図書館運営の手びき』の編集委員（教材等調査研究会学校図書館小委員会委員）ではなかった。

『高等学校における学校図書館運営の手びき』では、「レファレンス・サービスに提出される多くの質問を類型化し理論づけて、新しく指導内容を組み直していくことが望まれる。今後、高等学校図書館の運営上考慮すべき課題であり、司書教諭の専門的教養に期待するところが大きい問題である」²⁸⁾としながら、続く節では「レファレンス・サービスの方法」として、「これを担当する係りは司書教諭以外の職員であっても、図書館資料について高い教養をもつことが望まれる」²⁹⁾として以下のように解説している。

司書教諭またはその他の図書館職員は、自己の主観をまじえた解答（ママ）を与えてはならない。あくまでも質問者と資料の連絡者であって直接の解答者ではないことに留意しなければならない。利用者は参考系の冷静的確な判断と解釈によって提供され

た資料の中から、自分自身の力で求める解答（ママ）を得ればよいのである。

『学校図書館の管理と運用』と『高等学校における学校図書館運営の手びき』、両書が出版されたわずか1年の間で、レファレンスサービスの担い手が司書教諭のみから、その他の図書館職員をも含めるかたちに変化したとは考えにくく、『学校図書館の管理と運用』は、1954年から定められた省令「学校図書館司書教諭講習規程」に則して司書教諭養成のために作成された著書であるという事情が加味されたのであろうと推測される。

以上より、この頃には既にレファレンスサービスの担当者として、司書教諭以外の職員（学校司書）をも含むことに関して、否定する根拠が薄くなっていたとも考えられる。

続いて刊行された『小学校における学校図書館運営の事例と研究』、『小学校における学校図書館の利用指導』、『中学校における学校図書館運営の手びき』からのち、文科省及び文部科学省はガイドラインを刊行していない。上記3冊のうち、『中学校における学校図書館運営の手びき』には、司書教諭に関して望ましい資質の箇所に、「読書や研究・調査活動の究極の目的は人間形成にある」³⁰⁾とあるが、レファレンスサービスについては言及されていない。

時代は下って、文部科学省より2016年に通知された「学校図書館の整備充実について」に付された参考資料「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」には、以下の記載が認められる。

近年、教育委員会が教育センター等に学校図書館支援センターを設置したり、公共図

書館を学校図書館支援センターとして位置づけたりする事例もあり、教育委員会が学校図書館と公共図書館等との連携・協力を支援することにより、公共図書館資料の学校への貸出、公共図書館司書等による学校への訪問、学校図書館におけるレファレンスサービス等への協力等を進めていくことも有効である。

また、学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議が作成した『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について』には、学校図書館担当職員の児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務の標準として、情報サービスの欄に以下のとおり報告されている³¹⁾。

レファレンスサービス・調べもの相談、フロアワーク

- ・質問の受付，文献やデータベースを利用した調査・回答
- ・他の情報専門機関への照会・案内
- ・対応記録の蓄積とその活用
- ・図書館資料や検索ワードの選択に関する助言
- ・目次・索引等の利用方法に関する説明

そして、同書に紹介されている香川県宇多津町立宇多津中学校と高知県立高知農業高等学校の事例には、学校司書がレファレンスサービスを行った旨の報告がある³²⁾。

2016年、文部科学省より提示された『学校図書館ガイドライン』には、レファレンスサービスの担い手について明言されていないが、2職種の職務については以下のとおり

とした。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

[下線部は筆者による]

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

3. 養成科目にみられるレファレンスサービス担当者の諸相

司書養成科目の中で、「児童サービス論」について、文部科学省の「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について」では、「児童（乳幼児からヤングアダルトまで）を対象に、発達と学習における読書の役割、年齢層別サービス、絵本・物語等の資料、読み聞かせ、学校

との協力等について解説し、必要に応じて演習を行う³³⁾と報告されている。また、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧」には、以下の10項目の指導内容が定められている³⁴⁾。

1. 発達と学習における読書の役割
2. 児童サービスの意義（理念と歴史を含む）
3. 児童資料（絵本）
4. 児童資料（物語と伝承文学、知識の本）
5. 児童サービスの実際（資料の選択と提供、ストーリーテリング、読み聞かせ、ブックトーク等）
6. 乳幼児サービス（ブックスタート等）と資料
7. ヤングアダルトサービスと資料
8. 学習支援としての児童サービス（図書館活用指導・レファレンスサービス）
9. 学校、学校図書館の活動（公立図書館との相違点を含む）
10. 学校、家庭、地域との連携・協力

[下線部は筆者による]

一方、司書教諭養成科目並びに、2014年から学校図書館法第6条に明記された学校司書の養成に関して文部科学省から通知された学校司書養成モデルカリキュラム科目の共通科目である、「学習指導と学校図書館」については、文部科学省の「司書教諭の講習科目のねらいと内容」において、「児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る³⁵⁾」というねらいとともに、以下の7項目の指導内容が定められている³⁶⁾。

1. 教育課程と学校図書館
2. 発達段階に応じた学校図書館メディアの選択
3. 児童生徒の学校図書館メディア活用能力の育成
4. 学習過程における学校図書館メディア活用の実際
5. 学習指導における学校図書館の活用
6. 情報サービス（レファレンスサービス等）
7. 教師への支援と働きかけ

[下線部は筆者による]

加えて、2014年から学校図書館法第6条に明記された学校司書の養成に関して文部科学省から通知されたモデルカリキュラムには、「学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目」として「学校図書館情報サービス論」があがっており、ねらいとしては、「情報サービスの種類や各種情報源の特性の理解を図るとともに、必要に応じて演習を行い、児童生徒に資料・情報を適切に提供できる能力の育成を図る³⁷⁾」とされ、内容は以下のとおりである。

1. 学校図書館における情報サービスの意義
2. 情報サービスの理論と実際（種類、プロセス、情報検索）
3. レファレンスコレクションの整備（参考資料地域資料、ファイル資料、二次資料、各種資料リスト、パスファインダー、リンク集）
4. 各種情報源の比較と評価（児童生徒の発達段階を踏まえる）
5. 児童生徒及び教職員からの相談・質問

表1 学校図書館担当職員(学校司書)の職務対照表 [下線部は筆者による]

	報告書2014	報告書2016
運営・管理に関する職務	学校における学校図書館の意義に関すること	学校における学校図書館の意義に関すること
	情報機器やネットワーク、情報検索に関すること	情報機器やネットワーク、情報検索に関すること
	情報や資料の種類や性質に関すること	情報や資料の種類や性質に関すること
	図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関すること	図書館資料の選択・収集、組織化、保存・管理に関すること
	—	児童生徒及び教職員に対する学校図書館サービスに関すること
	—	学校図書館における情報サービスの提供に関すること
	学校図書館の施設・設備の管理に関すること	学校図書館の施設・設備の管理に関すること
	著作権や個人情報等の関係法令に関すること	著作権や個人情報等の関係法令に関すること
教育に関する職務	学校教育の意義や目標・学校経営方針に関すること	学校教育の意義と目標、教育行政に関すること
	学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること	教育課程の意義及び編成の方法に関すること
	児童生徒の発達に関すること	児童生徒の心身の発達に関すること
	学校図書館を利活用した授業における学習活動への支援に関すること	学校図書館を利活用した授業における学習活動への支援に関すること
	発達の段階に応じた読書指導の方法に関すること・校務や学校における諸活動に関すること	発達の段階に応じた読書活動への支援に関すること

への対応

6. 情報サービスの提供による探究的な学習の支援

7. 情報サービスと著作権

司書資格の科目「情報サービス論」又は「情報サービス演習」において「学校図書館情報サービス論」の内容のうち1、5、6の内容を含んだ科目として、この2科目の両方を履修した場合には、「学校図書館情報サービス論」を履修したものと読み替えることも可能とするとされた。ということは、公共図書館と学校図書館の情報サービスの共通点を承認した上で、学校司書に関しては、図書館の司書としてのレファレンスサービスと、学習教育上のレファレンスサービスの知見及び実践を要求しているものと考えられる。

また、2014年の文部科学省調査研究協力者会議による報告書『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質

能力の向上方策等について(報告)』³⁸⁾には見受けられない「情報サービス」という用語が、2016年の学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議による報告書『これからの学校図書館の整備充実について(報告)』³⁹⁾には刻まれている。(表1)

全国SLAが2019年1月1日付けで発表した「学校図書館に関する職務分担表」には、校長はじめそれぞれの職務について、主たる担い手に二重丸、副たる担い手に一重丸がついている⁴⁰⁾。そのうち司書教諭と学校司書の2職種のみを抜粋して、レファレンスサービスの担当者に視点を定めた一覧表を以下に示す。(表2)

レファレンスサービスは、指導的職務の枠には入らず、奉仕(利用者サービス)の中の直接サービスに該当している。主担は学校司書で、副担には司書教諭に加えて教職員も担うこととされた。実践という現象が理論を变革させたと言えるだろう。

表2 全国学校図書館協議会 学校図書館に関する職務分担表一部抜粋

		職務	司書教諭	学校司書	教職員
奉仕 (利用者サービス)	直接サービス	レファレンスサービス	○	◎	○
		読書相談	○	◎	○
		図書館資料の紹介と案内	○	◎	○
		児童生徒の学習に関わる資料の準備	○	◎	○
		学習資料の取り寄せ	○	◎	
		資料の利活用	○	◎	
		学校図書館情報の発信	◎	◎	
		図書館の広報活動	◎	◎	
		図書館だよりの発行	◎	◎	
		図書館資料の購入希望調査	○	◎	○
		教員向けの学習情報の提供	◎	◎	
		新刊図書を紹介・掲示展示	○	◎	

◎は主担当 ○は副担当

おわりに

以上、学校図書館におけるレファレンスサービスに関して検討した。戦後初期から、教育関係者間では継続してレファレンスサービスを「教育」「指導」という視点で認識していた。したがって学校図書館におけるレファレンスサービスは、教育・指導行為に該当するとの意識のもとに、司書教諭を筆頭に教員が担うものであると、特に1960年代初頭までは解釈されていた。そこには、阪本・裏田理論の影響が認められた。

ところが、1960年代半ば頃から、司書教諭の職制の不安定さから生じた事務職員である学校司書が、前述の学校図書館的レファレンスサービスを担わざるを得なくなっていた様子がうかがえる。「司書」である学校司書は、図書館の司書としての本来の業務であるレファレンスサービス自体を行うことについて、抵抗感は稀薄であったと思われる。しかしながら、公共図書館での奉仕としてのレファレンスサービスとは異なり、教育現場で求められる指導としてのレファレンスサービスを担当することの難しさと限界があったも

のと推測される。

1970年代半ばからは、全国SLAの『学校図書館』誌上で、司書教諭によるレファレンスサービスの報告や論考よりも、学校司書によるレファレンスサービスの報告や論考の数が台頭した。この背景には、1974年の全国SLA第19回全国学校図書館研究大会の分科会で、レファレンスサービスが取り上げられたことが関係していると言えるだろう。これを契機として、学校におけるレファレンスサービスや担当者の問題について、関係者の意識喚起を促し、種々の議論が生じていったものと考えられる。

専門職としての独立性が確保できなかったことからくる、司書教諭の使命遂行の不充分さが、学校司書の司書教諭化を促し、本来は学校という場における図書館（専門図書館）の司書としてレファレンスサービスに携わるはずの学校司書が、奉仕という名の支援・指導を行わざるを得なくなった様子がうかがえる。また、学校図書館におけるレファレンスサービスは、“サービス”という用語に教育・指導や支援・援助などの多義性を要求し

包摂させるという特徴を備えていることから、現在の2職種制度下での連携と役割分担の限界が懸念される。

時代を経て2019年のはじめに全国SLAが発表した「学校図書館に関する職務分担表」では、レファレンスサービスの主たる担い手が学校司書とされた。とはいえ、副たる担い手である司書教諭・教員と学校司書は、連携すべきとは言われているものの、ことレファレンスサービスにおいて、どのように連携し、役割分担するのかという問題は残されているだろう。つまり、探究型の学習形態などの場面でのレファレンスサービスと、純然たる知的好奇心に基づく質問への回答理念とは、同一ではない場合があることから生じる担当者の問題である。

吉植庄栄は、ローススティーン(S.Rothstein)を引いて、「レファレンス・サービスの発展史を振り返ると、保守論：利用者に自分で必要な情報を探すことができるよう、手段を教えて、答は教えない。自由論：必要な情報を、そのまま利用者に提供する。という大きな2つの流れがあり、長い論争があった⁴¹⁾と、レファレンスサービスの狭義・広義の解釈と、教育的側面について触れている。教育とひとくちに言っても、社会教育とは性格を異にする学校教育を念頭に置くと、内実はより一層複雑であるように思われる。何をもって教育と学力を定義するかという根源的な問題に遡らねばならない。

「実務の積み重ねによって、『定義』がかたまり、さらに、その『定義』そのものが修正されるといった『たえず変化する』性質を帯びている⁴²⁾との言説もあるとおり、学校図書館におけるレファレンスサービスに関する意識の変遷は、現象から理論が生まれるとい

う状態によって構築されてきたと考えられる。しかしながら、一方で、学校図書館におけるレファレンスサービス(情報サービス)の持つ普遍性については、継続して考究していかねばならないと思われる。本稿では、1980年代以降の学校図書館におけるレファレンスサービスについての検討が不十分であったことから、今後の課題としたい。

注

- 1) Jaeger, Paul T.; Taylor, Natalie Greene; Gorham, Ursula 『図書館・人権・社会的公正：アクセスを可能にし、包摂を促進する』[*Libraries, human rights, and social justice*] 川崎良孝, 高嶽裕樹訳. 京都図書館情報学研究会, 2017, 207p.
川崎千加「400号記念特集『図書館・図書館学の発展—2010年代を中心に』, 《IV. 図書館サービス》ICT社会における情報リテラシー教育の進展：大学及び公共図書館を中心に」『図書館界』70(1), 2018, pp.182-196.
瀬戸口誠「公共図書館における情報リテラシー教育の意義と課題：情報アクセス保障の観点から」『Journal of ILLISS Japan』1(2), 2019-03-31, pp.38-53.
- 2) 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について 第3部 国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方 第3章 情報化と教育」1996-07-19.
<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuouou/toushin/960701o.htm> [2020-01-26確認]
- 3) 高橋恵美子『学校司書という仕事』青弓社, 2017-04-28, p.110.
- 4) 長倉美恵子「学校図書館におけるレファレンサー」『学校図書館』(313), 1976-11, p.19.
- 5) 久保朝雄「学校図書館に限定されたレファレンスサービスは如何にあるべきか」『学校図書館』(27), 1953-01, p.22.
- 6) 同上.
- 7) 同上, p.23.
- 8) 阪本一郎「学校図書館奉仕」『学校図書館』(27), 1953-01, p.7.
- 9) 裏田武夫「レファレンス・サービスの意義とあり方」『学校図書館』(119), 1960-09, p.9.
- 10) 同上.
- 11) 増田幸枝「学校司書のレファレンスサービス」

- 『学校図書館』(119), 1960-09, p. 16.
- 12) 山形県高等学校図書館協議会飽海支部司書部会「学校司書とレファレンス」『学校図書館』(166), 1964-08, pp. 43-47.
- 13) 管井光男「高等学校におけるレファレンス・ワーク」『学校図書館』(192), 1966-10, p. 22.
- 14) 同上, p. 24.
- 15) 柿沼隆志「レファレンス・サービスと図書館運営——レファレンス質問の分析-1-」『学校図書館』(226), 1969-08, pp. 68-71.
- 16) 柿沼隆志「レファレンス・サービスと図書館運営——レファレンス質問の分析-5-」『学校図書館』(230), 1969-12, p. 68.
- 17) 柿沼隆志「レファレンス・サービスと図書館運営——レファレンス質問の分析-6-」『学校図書館』(231), 1970-01, p. 68.
- 18) 例えば、以下の論考がある。
村松砂都詩「利用者の立場から考える」『学校図書館』(303), 1976-01, pp. 67-69.
松上真佐美「何かおもしろい本ない？」のこどもたちと図書館」『学校図書館』(313), 1976-11, pp. 29-31.
川田清子「教科学習と結びついたレファレンス——工業高校における実践」『学校図書館』(313), 1976-11, pp. 32-34.
森和代「生徒とともに学ぶレファレンス・ワーク」『学校図書館』(313), 1976-11, pp. 37-39.
河南好美「効果的なレファレンス・ワークはどうあるべきか」『学校図書館』(328), 1978-02, pp. 44-46.
山本さかえ「京都平安女学院中・高校のレファレンス・サービス」『学校図書館』(371), 1981-09, pp. 19-22.
一峰道子「福井県立武生高校のレファレンス・サービス」『学校図書館』(371), 1981-09, pp. 23-26.
- 19) 遠藤英三「参考業務夜明け前」『学校図書館』(288), 1974-10, p. 42.
- 20) 森和代「問題点を確認しつつ」『学校図書館』(299), 1975-09, p. 67.
- 21) 同上, p. 69.
- 22) 後藤満彦「生徒と資料を結ぶ方法」『学校図書館』(313), 1976-11, pp. 22-26.
- 23) 北村留男「生徒への呼びかけを積極的に——レファレンス・ワークのあり方（現場の実践から）」『学校図書館』(329), 1978-03, pp. 46-49.
- 24) 河南好美「効果的なレファレンス・ワークはどうあるべきか（現場の実践から）」『学校図書館』(328), 1978-02, pp. 44-46.
- 25) 村松正志「高等学校でのレファレンス活動——理解から活動へ一歩踏み出し、新たな転機（〔第24回全国学校図書館研究大会〕山口大会——成果と課題（特集）——（分科会報告-山口大会で発表されたこと、話し合われたこと）」『学校図書館』(409), 1984-11, pp. 42-44.
- 26) 文部省編『学校図書館の手引』師範学校教科書, 1948, p. 4.
- 27) 文部省編『学校図書館の管理と運用』東洋館出版, 1963, p. 26.
- 28) 文部省編『高等学校における学校図書館運営の手びき』大日本図書, 1964, p. 78.
- 29) 同上, p. 79.
- 30) 文部省編『中学校における学校図書館運営の手びき』大阪書籍, 1972, p. 9.
- 31) 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について』2014-03, p. 35.
- 32) 同上, p. 41, p. 51.
- 33) これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）』文部科学省, 2009-02, p. 9.
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/019/gaiyou/1243330.htm> [2020-01-26確認]
- 34) 同上, p. 15.
- 35) 文部科学省「司書教諭の講習科目のねらいと内容」<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327211.htm> [2020-01-26確認]
- 36) 同上.
- 37) 文部科学省「学校司書のモデルカリキュラム」2016, p. 3.
<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380587_01_1.pdf> [2020-01-26確認]
文部科学省「学校司書のモデルカリキュラム」2019, p. 3.
<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410290.pdf> [2020-01-26確認]
- 38) 文部科学省調査研究協力者会議『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）』2014-03, 35p.
- 39) 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者

会議『これからの学校図書館の整備充実について
(報告)』2016-10, p. 18など.

- 40) 全国学校図書館協議会「学校図書館に関する職務分担表」2019-01-01. 〈<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/20190101syokumubuntanhyou.pdf>〉 [2020-01-26確認]
- 41) 吉植庄栄「S.R.ランガナタンのレファレンス・サービス観について：その特質と教育的側面」『教育思想』(45), 2018, p. 65.
- 42) 佃實夫『文献探索学入門』思想の科学社, 1975, p. 71.